火災予防上支障がないと認める構造を有する

キュービクル式の蓄電池設備適合チェック表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　　容 | 状　況 | 適合 |
| 外箱 | 材　料 | 鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。 | 材料［　　　　　］ |  |
| 板厚 | 床面以外 | 板厚は、屋内は1.6㎜以上、屋外は2.3㎜以上であること。 | 板厚［　　　　］㎜ |  |
| 床面 | 次のいずれかに該当すること。１　板厚は、屋内は1.6㎜以上、屋外は2.3㎜以上であること。２　コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けること。 | 板厚［　　　　］㎜床の構造［　　　　　］ |  |
| 開口部 | 開口部には、防火戸を設けられていること。また、ガラス窓を設ける場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。 | ［適・否］ |  |
| 固　定 | 床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。 | ［適・否］ |  |
| 外部露出機器 | 表示灯 | カバーを難燃材料としたものであること。 | ［適・否］ |  |
| 遮断器 | 金属製のカバーを取り付けたものであること。 | ［適・否］ |  |
| 電圧計 | ヒューズ等に保護されたものであること。 | ［適・否］ |  |
| スイッチ | 難燃材料によるものであること。 | ［適・否］ |  |
| 表示装置 | 裏側を1.6㎜以上の鋼板にて防火上有効に区画したものであること。 | ［適・否］ |  |
| 　上記のほか、電流計及び周波数計、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口及び換気装置以外の露出機器がないこと。 | ［適・否］ |  |
| 　上記について、屋外に設ける場合は、雨水等の浸入防止措置が講じられていること。 | ［適・否］ |  |
| 塗　装 | 　鉛蓄電池を収納するものにあっては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること | ［適・否］ |  |
| 　上記塗装が施されていない場合は、当該鉛蓄電池は、シール形蓄電池であること。 | ［適・否］ |  |
| すき間 | 　直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。 | ［適・否］ |  |
| 配　線 | 電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。 | ［適・否］ |  |
| 機器収納状況 | 外箱の底面からの高さ | 試験端子・端子台等の充電部が外箱の底面から15㎝以上離れていること。 | ［　　　　］㎝ |  |
| 　上記以外の機器が外箱の底面から10㎝以上離れていること。 | ［　　　　］㎝ |  |
| 　上記距離が離れていない場合は、同等以上の防水措置を講じていること。 | ［適・否］ |  |
| 蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。 | ［適・否］ |  |
| 機　器 | 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられていること。 | ［適・否］ |  |
| 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰型又は切り替え形の点検スイッチが設けられていること。 | ［適・否］ |  |
|  |
| 換気装置 | 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。 | ［適・否］ |  |
| 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあっては、当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあっては、当該面の面積の三分の二以下であること。 | ［適・否］ |  |
| 　自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられていること。 | ［適・否］ |  |
| 　換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。 | ［適・否］ |  |
| 表示 | 始動用蓄電池にリチウムイオン蓄電池を用いる場合は、リチウムイオン蓄電池である旨の表示が付されていること。 | ［適・否］ |  |
| 確認者 |  |

※１　大磯町火災予防条例第11条第１項第３号に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」であるか確認するためのチェック表です。

※２　「機器状況」欄には、キュービクルについて記載してください。また、「適合」欄には、適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」、非該当の場合は「／」を記入してください。